

平成 30 年 6 月 28 日



各 位

会社名 タカラバイオ株式会社
(コード番号 4974 東証 1 部)
本社所在地 滋賀県草津市野路東七丁目 4 番 38 号
代表者 代表取締役社長 仲尾 功 一
問合せ先 取締役副社長 松崎 修一郎
TEL (077) 565-6970
URL <http://www.takara-bio.co.jp/>

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である宝ホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社等の商号等

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
宝ホールディングス(株)	親会社	60.92	—	60.92	株式会社東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

① 宝ホールディングス(株)グループ（同社および同社の関係会社）における当社の位置づけ

寶酒造株式会社（現 宝ホールディングス株式会社）は、平成 14 年 2 月 15 日開催の臨時株主総会における、同社が営む酒類・食品事業およびバイオ事業の各々の事業特性を最大限に発揮し、それぞれの成長力と競争力を高める事業環境を整えることを目的とした、酒類・食品部門およびバイオ部門の営業に関する分割計画書の承認決議に基づき、物的分割の方法により同社の 100%子会社（設立以降に当社が実施した第三者割当増資および公募増資等により、親会社の当社議決権所有比率は 60.92%になっております。）として、平成 14 年 4 月 1 日に寶酒造株式会社および当社を設立いたしました。

宝ホールディングス(株)グループは、純粋持株会社である宝ホールディングス株式会社および同社の関係会社 65 社（子会社 63 社、関連会社 2 社）で構成されております。その中で当社は、バイオテクノロジー専門の事業子会社として位置づけられており、当社の関係会社（子会社）11 社とともにバイオ事業を推進しております。

② 宝ホールディングス(株)グループにおける食品事業について

平成 18 年 9 月 7 日付で、宝ホールディングス株式会社の 100%子会社としてグループ内の健康食品の販売を専門に扱う宝ヘルスケア株式会社が設立されました。当社は、同社の設立を受けて、平成 18 年 10 月 1 日付で同社を当社の健康食品の販売代理店といたしました。これにより、当社の健康食品の販売は、同社を通じて行っておりましたが、平成 28 年 4 月からは、製造および研究開発の委託・受託方式に取引形態を変更しております。平成 30 年 3 月期における同社との取引金額は 688 百万円であります。

③ 宝ホールディングス株式会社のグループ会社管理について

宝ホールディングス株式会社は、連結経営管理の観点から「グループ会社管理規程」を定め運用しておりますが、その目的はグループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化をはかることにあります。当社も同規程の適用を受けており、当社取締役会において決議された事項等を報告しておりますが、取締役会決議事項の事前承認等は求められておら

ず、当社が独自に事業運営を行っております。

また、同社はグループ内に各種会議体を設けておりますが、当社に関するものは下記のとおりであります。

会議名称	出席者	内容	開催頻度
グループ戦略会議	宝ホールディングス(株)役員、相談役 および執行役員 当社取締役および執行役員 宝酒造(株)取締役および執行役員 宝酒造インターナショナル(株)取締役 および執行役員	グループ全体に関わる 事項の確認	原則として 2か月に1回
タカラバイオ 連絡会議	宝ホールディングス(株)役員 当社取締役および執行役員	当社活動状況等の報告	原則として 1か月に1回

上記の各種会議体は、グループ各社間の報告を目的としているものであって、現状において当社の自主性・独立性を妨げるものではありません。

また、本日現在、同社と当社との間には下記のとおり役員の兼務関係があります。

氏名	当社での役職	宝ホールディングス(株)での役職
大宮 久	取締役会長	代表取締役会長
仲尾 功一	代表取締役社長	取締役

上記の兼務関係は、大宮 久氏は、当社設立以前において、寶酒造株式会社の取締役としてバイオ部門の経営にも従事して培った経験・知識が当社にとって有用であるとの判断から当社が招聘したことにより、仲尾 功一氏は、宝ホールディングス株式会社の持株会社体制における連結経営上の考えから同社に招聘されたことにより、それぞれ発生しており、宝ホールディングス株式会社が当社を支配することを目的としているものではありません。

3. 支配株主等との取引に関する事項

会社名 (所在地)	取引内容	取引 金額	取引条件等
宝ホール ディングス(株) (京都市 下京区)	商標権の 使用許諾	8	契約形態：商標使用許諾契約（平成16年3月29日付締結） 使用料算出根拠：商標権の出願、登録および今後も含めての 維持・管理費用 1商標1国1区分の使用料月額：登録商標8,500円、未登録 商標1,700円（いずれも消費税等別）
	コンピュータ 関係業務の委 託および機器 の賃借等	333	契約形態：業務の委託並びに機器の賃貸借に関する基本契約 業務の内容：勘定系システム運用支援、クライアントサー バーシステム運用支援、パソコンの賃借、消耗品の購入、その 他

(注) 1. 取引金額は平成30年3月期の実績で、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 親会社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、宝ホールディングス(株)グループにおいて独自性・自立性を維持した事業運営を行っており、親会社を利し、当社ひいては少数株主を害する目的で親会社と取引を行うことは一切ありません。上記に記載の取引につきましては、いずれも一般の取引と同様に、個別案件ごとに時価・相場等に基づいて協議・交渉の上、金額等の取引条件を決定しております。

以上

当資料取り扱い上の注意点

当資料中の当社の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点において入手可能な情報から得られた当社経営陣の判断に基づくものですが、重大なリスクや不確実性を含んでいる情報から得られた多くの仮定および考えに基づきなされたものであります。実際の業績は、さまざまな要素によりこれら予測とは大きく異なる結果となり得ることをご承知おきください。実際の業績に影響を与える要素には、経済情勢、特に消費動向、為替レートの変動、法律・行政制度の変化、競合会社の価格・製品戦略による圧力、当社の既存製品および新製品の販売力の低下、生産中断、当社の知的所有権に対する侵害、急速な技術革新、重大な訴訟における不利な判決等がありますが、業績に影響を与える要素はこれらに限定されるものではありません。